

(証券コード 5310)

平成21年8月12日

株 主 各 位

(本店) 大阪市西淀川区竹島5丁目7番12号

(本社事務所) 大阪市北区梅田3丁目3番10号

**東洋炭素株式会社**

代表取締役社長 近 藤 純 子

### 第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年8月27日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成21年8月28日(金曜日) 午前10時  |
| 2. 場 所          | 大阪市北区梅田3丁目1番1号<br>ホテルグランヴィア大阪20階 名庭(なにわ)の間   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第67期(平成20年6月1日から平成21年5月31日まで)<br>事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および<br>監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第67期(平成20年6月1日から平成21年5月31日まで)<br>計算書類報告の件 |

#### 決 議 事 項

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                 |
| 第3号議案 | ストック・オプションとして新株予約権を発行する件 |
| 第4号議案 | 役員賞与の支給の件                |
| 第5号議案 | 退任取締役に対し特別功労金贈呈の件        |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.toyotanso.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成20年6月1日から  
平成21年5月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の日本経済は、原材料価格や為替の変動の影響に加えて、米国に端を発した金融危機深刻化の影響が実体経済に波及し、設備投資や輸出が急減する等、特に後半にかけて景気は急速に悪化しました。また欧米の景気後退と相まって、中国等の新興国も含めて世界規模で需要が大幅に減退し、総じて世界同時不況の様相を呈するに至りました。

このような状況の中、当企業グループは、太陽電池用をはじめとする環境・エネルギー関連分野を中心に国内外の需要の取り込みに全力を注ぎ、前半までは好調を維持しましたが、後半に入り各用途・地域・企業におよんだ急激かつ大幅な生産・在庫調整の影響を受けることとなりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、特に後半における需要急減にともなう販売・生産の落ち込みに、原材料価格の高止まりならびに円高の影響も加わり、売上高は309億7千4百万円（前期比10.3%減）、営業利益47億4千1百万円（同41.0%減）、経常利益44億8千3百万円（同42.5%減）となり、また当期純利益は25億6千6百万円（同50.1%減）となりました。

当連結会計年度における製品商品別の概況は以下のとおりであります。  
(製品商品別売上高)

製品商品分類	売上高	前期比増減	売上構成比
特殊黒鉛製品	16,184百万円	9.9%減	52.2%
一般カーボン製品 (機械用カーボン分野)	2,735	8.5%減	8.8
一般カーボン製品 (電気用カーボン分野)	4,081	11.2%減	13.2
複合材その他製品	7,295	7.9%減	23.6
商 品	676	35.4%減	2.2
合 計	30,974	10.3%減	100.0

### ※特殊黒鉛製品

エレクトロニクス分野では、既に前半より漸減傾向であった単結晶シリコン製造用途が、半導体市況の急激な冷え込みを受けて300mmウエハーを中心に一段の調整を余儀なくされました。加えて前半まで高成長を続けてきた太陽電池製造用途も牽引役の中国需要が後半に入り一気に落ち込み、唯一抜販が進んだポリシリコン製造用途を除き、総じて需要は月を追って減少いたしました。

一般産業分野においても、自動車・家電・建設等の広範な業界におよぶ世界的不振を背景に、放電加工電極や冶金用途が国内外とも調整色を強める等、各用途おしなべて低迷いたしました。

### ※一般カーボン製品

機械用カーボン分野では、景気変動の影響の小さいパンタグラフ用すり板は健闘したものの、一般設備投資の減少を受けて主力の軸受け・シール材等が振るわず、総じて低調に推移いたしました。

電気用カーボン分野も、主力の家電小型モーター用カーボンブラシが、欧米経済の低迷の影響を受け一大集積地である中国市場を中心に調整を余儀なくされました。

### ※複合材その他製品

SiC（炭化ケイ素）コーティング黒鉛製品では、LED等の光デバイス関連が悪いながらも底堅さを見せたものの半導体関連の落ち込みが大きく、総じて苦戦を強いられました。C/Cコンポジット製品においては、300mmウエハー製造用大型ルツボが特に後半に入り大幅調整を余儀なくされましたが、太陽電池用途での市場開拓が奏功し、全体として底堅く推移いたしました。また黒鉛シート製品は、自動車・半導体業界の不振を背景に、需要は後半に入り縮小いたしました。

(2) 設備投資等の状況および資金調達状況

- ① 当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。なお、当連結会計年度の投資資金は自己資金によりまかなっております。

詫間事業所	製造設備の更新等	1,596百万円
東洋炭素生産技術センター	製造設備の更新等	427百万円
TOYO TANSO USA, INC.	増産用機械等	314百万円

- ② 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
生産能力に重要な影響をおよぼす固定資産の売却、撤去または滅失はありません。

(3) 対処すべき課題

当企業グループを取り巻く経営環境は特に足もとは厳しい状況が続いており、コスト・経費の徹底圧縮や業務効率化等の推進による収益確保に最善を尽くしてまいりますが、一方で中長期的には高機能カーボンのリーディングカンパニーとして特に環境・エネルギー関連分野を中心に、先を見据えた投資と事業戦略を推進し、企業価値の最大化に努めてまいります。具体的には、主に以下の課題に取り組んでまいり所存であります。

- ① コア事業の積極的拡大と圧倒的な優位性の確保

産業の高度化にともない、特に高機能で高品質なカーボンを必要とする用途と領域がグローバルベースで広がっており、当企業グループが展開する高機能カーボンへの期待は今後とも高まっていくと予想しております。当企業グループは国内外で積極的な生産体制の増強と高度化を実施するとともに徹底的な生産性改善に取り組み、さらなる競争力強化を図ってまいります。

特に主力の等方性黒鉛については、年4,000トン規模の詫間新工場の建設を推進中であり、2010年春に稼動開始予定です。圧倒的な展開力およびコスト競争力と、徹底した高付加価値化および差別化の追求により、当社は業界において質・量ともに揺ぎ無い優位性を確保し続けていきたいと考えております。

- ② グローバル展開の加速

これらの高機能カーボン需要の高まりと掘がりは、日本国内はもちろんのこと、むしろ海外市場において顕著となっており、当企業グループが早くから展開してきた欧州・米国・アジアの三極に加えて、インド・ロシア・東欧等の新興国へと急速に波及しております。これらの動きに呼応し、

2006年以降、韓国、中国山東省、タイに現地法人を設立するとともに既存拠点の増強を図る等、積極的なグローバル戦略を推進しております。

今後も特に新興国ならびに一大市場として依然魅力の高い中国を中心として、グローバル展開を一段と加速するとともに、各現地法人との製造・営業面での連携を強化し、グローバルな市場に対応したグループ経営を推進する方針であります。

### ③ 新製品・新規事業展開の推進

カーボンの可能性はいまだ未知数でその展開領域は無限に広がっております。今般の中国高温ガス炉向けの大型受注がその一例であります。原子力や医療・次世代デバイス等、特に環境・エネルギー分野や最先端分野において、カーボンのさらなる活躍が期待されております。

当企業グループは、強みである顧客との連携力を活かした新規用途開拓に加えて、業界のパイオニアとして蓄積された高度かつ豊富な要素技術とノウハウをベースに、官学や異業種との幅広い連携を軸に異種材料や新規技術との複合化を図ることにより、時代を先取りした独創的な新製品・新規事業展開を推進し、さらなる成長を目指してまいります。

今後は、以上の事業方針に基づき、全社一丸となって邁進する所存ですので、株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

## (4) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 64 期 平成18年 5 月期	第 65 期 平成19年 5 月期	第 66 期 平成20年 5 月期	第67期(当連結会計年度) 平成21年 5 月期
売 上 高(百万円)	25,492	31,381	34,531	30,974
経 常 利 益(百万円)	4,961	7,123	7,795	4,483
当 期 純 利 益(百万円)	2,769	4,439	5,143	2,566
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	242.76	329.65	247.33	123.80
総 資 産 (百万円)	45,112	54,830	57,706	58,821
純 資 産 (百万円)	31,177	41,386	46,523	48,606
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,315.70	2,964.32	2,198.73	2,286.27

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。  
2. 第66期において、平成19年6月1日付で1株を1.5株に株式分割しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東 炭 化 工 株 式 会 社	65,000千円	100.0%	炭素製品の製造
大和田カーボン工業株式会社	18,000千円	100.0%	炭素製品の製造
TOYO TANSO USA, INC.	107千米ドル	100.0%	炭素製品の製造販売
TOYO TANSO EUROPE S. P. A.	500千ユーロ	100.0%	炭素製品の加工販売
TOYO TANSO FRANCE S. A.	670千ユーロ	100.0%	炭素製品の加工販売
GTD GRAPHIT TECHNOLOGIE GMBH	3,100千ユーロ	100.0%	炭素製品の加工販売
上海東洋炭素有限公司	106,360千円	100.0% (30.0%)	炭素製品の加工販売
上海東洋炭素工業有限公司	49,660千円	100.0%	炭素製品の製造販売
精工碳素股份有限公司	18,750千台湾ドル	55.0% (2.8%)	炭素製品の加工販売
嘉祥東洋炭素有限公司	35,949千円	55.0%	炭素製品の製造販売

(注) 1. 当社の議決権比率欄の( )内は、当社の子会社の保有分を内数で示しております。

2. 上海東洋炭素有限公司は、当期中において86,094千円の増資を行いました。

(6) 主要な事業内容

当企業グループは、主に等方性黒鉛材料を素材として、高機能分野におけるカーボン製品の製造・加工・販売を主たる事業としております。

## (7) 主要な営業所および工場

東洋炭素株式会社	本社事務所	大阪市北区梅田3丁目3番10号
	営業所	大阪営業所、東京営業所、東北営業所（宮城県）、つくば営業所（茨城県）、北陸営業所（富山県）、静岡営業所、名古屋営業所、広島営業所、四国営業所（香川県）、九州営業所（福岡県）
	事業所	詫間事業所（香川県）
	工場	萩原工場（香川県）、いわき工場（福島県）
	研究センター	東洋炭素生産技術センター（香川県） 近藤照久記念東洋炭素総合開発センター（大阪市）
東炭化工株式会社（子会社）	本 社	香川県三豊市
大和田カーボン工業株式会社（子会社）	本 社	大阪府豊中市
TOYO TANSO USA, INC.（子会社）	本 社	米国 オレゴン州トラウトデール市
TOYO TANSO EUROPE S.P.A.（子会社）	本 社	イタリア ミラノ市
TOYO TANSO FRANCE S.A.（子会社）	本 社	フランス トラップス市
GTD GRAPHIT TECHNOLOGIE GMBH（子会社）	本 社	ドイツ ランゲンス市
上海東洋炭素有限公司（子会社）	本 社	中国 上海市
上海東洋炭素工業有限公司（子会社）	本 社	中国 上海市
嘉祥東洋炭素有限公司（子会社）	本 社	中国 済寧市
精工碳素股份有限公司（子会社）	本 社	台湾 桃園縣
TOYO TANSO KOREA CO., LTD.（子会社）	本 社	韓国 ソウル市
TOYO TANSO (THAILAND) CO., LTD.（子会社）	本 社	タイ バンコク市

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,974名	92名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇員は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
960名	57名増	38.4歳	11.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇員は含まれておりません。

(9) 当社の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	338百万円
株式会社百十四銀行	162百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	120百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（平成21年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 66,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 20,750,688株（自己株式16,115株を含む）  
 (3) 株主数 9,930名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
近 藤 純 子	2,792,952株	13.47%
近 藤 照 久	2,503,968株	12.08%
近 藤 朋 子	1,560,708株	7.53%
近 藤 尚 孝	1,214,280株	5.86%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	1,139,250株	5.49%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	923,300株	4.45%
財団法人近藤育英会	834,000株	4.02%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	556,800株	2.69%
近 藤 孝 子	533,076株	2.57%
株式会社みずほ銀行	360,000株	1.74%
株式会社三菱東京UFJ銀行	360,000株	1.74%

(注) 1. 持株比率は自己株式（16,115株）を控除して計算しております。

2. 近藤照久氏は平成21年1月3日に死去いたしました。同氏保有株式の相続が平成21年7月15日に確定し、平成21年7月21日付で変更報告書が近畿財務局に提出され、下記のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。

株 主 名	持 株 数
近 藤 照 久	一株
近 藤 純 子	3,418,944株
近 藤 朋 子	1,873,704株
近 藤 孝 子	1,785,060株
近 藤 尚 孝	1,527,276株

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項（平成21年5月31日現在）

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 （代表取締役）	近 藤 純 子	当社COO（最高執行責任者） 東炭化工株式会社代表取締役社長 大和田カーボン工業株式会社代表取締役社長
取締役副社長 （代表取締役）	近 藤 尚 孝	社長補佐兼営業本部長
取 締 役	平 賀 俊 作	企画本部長
取 締 役	東 城 哲 朗	技術開発本部長
取 締 役	松 本 強 資	生産本部長
取 締 役	中 原 全 生	管理本部長兼総務部長
取 締 役	三 木 相 煥	営業本部副本部長
常 勤 監 査 役	加 藤 澄 雄	
監 査 役	福 井 進 吾	
監 査 役	江 戸 忠	税理士
監 査 役	田 辺 陽 一	弁護士

- (注) 1. 監査役 福井進吾氏、江戸忠氏および田辺陽一氏は社外監査役であります。
2. 監査役 江戸忠氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 江戸忠氏および田辺陽一氏の重要な兼職の状況は、後記(4) 社外役員に関する事項に記載しております。

4. 平成21年5月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
※ 社長執行役員	近 藤 純 子	当社COO（最高執行責任者） 東炭化工株式会社代表取締役社長 大和田カーボン工業株式会社代表取締役社長
※ 副社長執行役員	近 藤 尚 孝	社長補佐兼営業本部長
※ 常務執行役員	平 賀 俊 作	企画本部長
※ 執行役員	東 城 哲 朗	技術開発本部長
※ 執行役員	松 本 強 資	生産本部長
※ 執行役員	中 原 全 生	管理本部長兼総務部長
※ 執行役員	三 木 相 煥	営業本部副本部長
執行役員	坊 木 斗 志 己	管理本部経理部長
執行役員	詹 国 彬	上海東洋炭素有限公司董事兼総経理 上海東洋炭素工業有限公司董事兼総経理 嘉祥東洋炭素有限公司董事

※を付した執行役員は取締役を兼任しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

当事業年度中に退任した役員は以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退 任 日
取締役会長 （代表取締役）	近 藤 照 久	CEO（最高経営責任者） 東炭化工株式会社代表取締役社長 大和田カーボン工業株式会社代表取締役社長	平成21年1月3日
取締役 執行役員	栗 本 忠 弘	管理本部長兼総務部長	平成20年8月28日

(注) 1. 取締役会長 近藤照久氏は死去による退任であります。

2. 取締役 栗本忠弘氏は任期満了による退任であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 員	報酬等の総額
取 締 役	9名	249百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	21百万円 (10百万円)
合 計	13名	270百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の月額報酬限度額は、25百万円であります。(平成17年8月定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の月額報酬限度額は、2百万円であります。(平成8年8月定時株主総会決議)
3. 上記の報酬等の総額には、平成21年8月28日開催の第67期定時株主総会において付議いたします役員賞与31百万円(取締役7名)を含めております。
4. 上記の人員および報酬等の総額には、平成20年8月28日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名および平成21年1月3日に死去により退任した取締役1名を含めております。
5. 上記の報酬等の額のほか、平成17年8月30日開催の第63期定時株主総会決議に基づき、退職慰労金制度廃止にともなう打ち切り支給として、取締役3名に対し総額59百万円を退任時に支給することを予定しております。また、当事業年度中に退任した取締役2名に対し、退職慰労金制度廃止にともなう打ち切り支給として総額699百万円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

氏名	監査役 福井 進吾	監査役 江戸 忠	監査役 田辺 陽一
重要な兼職の状況と当社との関係	該当事項はありません。	株式会社ワイ・ジェー・エス・および橋本金属工業株式会社の社外監査役に就任しておりますが、当該会社と当社との間に取引等の関係はございません。	大塚電子株式会社の社外監査役に就任しておりますが、当該会社と当社との間に取引等の関係はございません。
当事業年度における主な活動状況	当事業年度に開催された取締役会22回中21回および監査役会14回すべてに出席し、専門的見地から議案審議等に必要発言を適宜行っております。	当事業年度に開催された取締役会22回中21回および監査役会14回すべてに出席し、専門的見地から議案審議等に必要発言を適宜行っております。	当事業年度に開催された取締役会22回中18回および監査役会14回中13回に出席し、専門的見地から議案審議等に必要発言を適宜行っております。
責任限定契約の内容の概要	当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は金5百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。		

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人に移行した  
ことにより、有限責任監査法人トーマツとなりました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の  
業務に係る報酬等の額

34百万円

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬  
等の額

2百万円

合 計

36百万円

当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき  
報酬等の合計額

36百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商  
品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的  
にも区分できませんので、合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、TOYO TANSO USA, INC.、TOYO TANSO EUROPE  
S. P. A.、TOYO TANSO FRANCE S. A.、GTD GRAPHIT TECHNOLOGIE GMBH、上海  
東洋炭素有限公司、上海東洋炭素工業有限公司、嘉祥東洋炭素有限公司  
および精工碳素股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の会  
計監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務  
(非監査業務)である「財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」  
等の業務を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があ  
ると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請  
求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とす  
ることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当  
すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査  
人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初  
に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由  
を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を定めておりますが、平成20年4月21日開催の取締役会において見直しを行った内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、法令・定款及び企業倫理の遵守を最優先として、誠実に公正な企業活動を通じて社会に貢献するために、経営方針と行動基準を定め、これを核としてグループ全体の内部統制システムの構築に取り組む。
- ② 取締役会は、法令・定款及び企業倫理の遵守に関する事項をはじめ、経営方針等の重要事項に関する意思決定を行うものとし、各取締役の職務執行を監督する。
- ③ 法令・定款及び企業倫理の遵守とリスク管理体制の確立のため、業務執行上、当社グループの最上位の組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンス上、重要な課題について審議し、方針を決議する。個別のリスクについては、傘下に委員会を設置し、リスク・コンプライアンス委員会がこれらを統括する。
- ④ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたない。なお、不当要求などのアプローチを受けた場合は、関係機関と連携し毅然とした対応をとる。
- ⑤ 当社グループは、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、社内教育及び研修等の啓蒙活動を適宜実施する。
- ⑥ 監査役及び内部監査部門は、取締役及び使用人の業務遂行が法令・定款その他当社規程に従い効率かつ適正に実施されているかどうかについて監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、保存、管理、閲覧を適切かつ確実に行うことを目的として、当該情報に関する社内規程を定め、整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、従業員、資産、業務の継続等に多大な影響をもたらすと想定される各種災害及びその他の企業リスクに対し、社内規程に則り、平常時の社員教育、研修等の啓蒙活動を行うことにより、損失の発生及び拡大の防止に努めるものとする。
- ② 当社は、災害の発生又はその他の企業リスクの顕在化に対し、対策本部を組織し、迅速かつ適切に危機管理にあたるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営方針等の重要事項についての意思決定を行う。意思決定の迅速化を図るため、取締役会は、日常の業務執行を執行役員に委任し、取締役及び執行役員の業務執行は、取締役会がこれを監督する。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社に対する経営管理は、当社社内規程に基づきグループ会社の管理体制を構築するとともに、当社との事前の協議並びに当社への報告体制を整備する。
- ② グループ会社への内部監査は、当社規程に基づき、関連部門と連携して、定期又は臨時に行うものとする。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査役補助者を任命することができる。監査役補助者を任命した場合は、当該使用人の評価、処遇等については監査役と取締役との間で相互に協議する。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役の報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、法定の事項に加え、重大な法令・定款違反、当社及びグループ会社の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査部門が実施した監査結果又は内部通報制度による通報のうち監査役が職務遂行上報告を受ける必要がある事項について、速やかに監査役に報告する体制を構築する。
  - ② 前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとし、報告を求められた取締役及び使用人はこれに応じなければならない。
  - ③ 監査役は、当社及びグループ会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門と密接な連携を保ち、効率的な監査を実施する。

## 連結貸借対照表

(平成21年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>33,608,646</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,148,554</b>
現金及び預金	14,035,952	支払手形及び買掛金	1,725,878
受取手形及び売掛金	8,257,709	短期借入金	1,323,950
商品及び製品	4,747,244	未払金	3,420,334
仕掛品	3,476,873	未払法人税等	290,192
原材料及び貯蔵品	1,296,308	賞与引当金	756,470
繰延税金資産	819,840	役員賞与引当金	35,840
その他	1,160,496	その他	1,595,887
貸倒引当金	△ 185,780	<b>固定負債</b>	<b>1,065,661</b>
<b>固定資産</b>	<b>25,212,415</b>	長期借入金	70,740
<b>有形固定資産</b>	<b>23,208,341</b>	繰延税金負債	351,606
建物及び構築物	6,126,730	退職給付引当金	329,736
機械装置及び運搬具	8,589,139	その他	313,578
土地	5,353,520	<b>負債合計</b>	<b>10,214,216</b>
建設仮勘定	2,699,487	<b>(純資産の部)</b>	
その他	439,463	<b>株主資本</b>	<b>48,027,055</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>379,167</b>	資本金	7,692,575
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,624,906</b>	資本剰余金	9,534,686
投資有価証券	280,901	利益剰余金	30,856,790
長期貸付金	8,640	自己株式	△ 56,997
繰延税金資産	33,933	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△ 622,241</b>
その他	1,334,071	その他有価証券評価差額金	984
貸倒引当金	△ 32,640	為替換算調整勘定	△ 623,226
<b>資産合計</b>	<b>58,821,061</b>	<b>少数株主持分</b>	<b>1,202,030</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>48,606,845</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>58,821,061</b>

## 連結損益計算書

(平成20年6月1日から  
平成21年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		30,974,306
売 上 原 価		20,057,671
売 上 総 利 益		10,916,634
販売費及び一般管理費		6,175,405
営 業 利 益		4,741,228
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	107,607	
通貨オプション益	99,695	
雑 収 入	60,381	267,684
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33,193	
手 形 売 却 損	1,876	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	129,621	
為 替 差 損	347,811	
雑 損 失	13,013	525,515
経 常 利 益		4,483,397
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,051	
受 入 助 成 金	42,981	
受 取 保 険 金	138,641	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	100	182,773
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	48,579	
固 定 資 産 売 却 損	1,851	50,430
税金等調整前当期純利益		4,615,740
法人税、住民税及び事業税	1,137,750	
法 人 税 等 調 整 額	556,882	1,694,632
少 数 株 主 利 益		354,221
当 期 純 利 益		2,566,886

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年6月1日から)  
(平成21年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
平成20年5月31日 残高	7,692,575	9,534,686	28,558,305	△ 53,599		45,731,968
在外子会社の会計処理の変更に伴う増加			42,627			42,627
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△ 311,028			△ 311,028
当 期 純 利 益			2,566,886			2,566,886
自 己 株 式 の 取 得				△ 3,397		△ 3,397
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,255,858	△ 3,397		2,252,459
平成21年5月31日 残高	7,692,575	9,534,686	30,856,790	△ 56,997		48,027,055

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成20年5月31日 残高	29,684	△ 155,283	△ 125,598	917,228	46,523,598
在外子会社の会計処理の変更に伴う増加					42,627
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△ 311,028
当 期 純 利 益					2,566,886
自 己 株 式 の 取 得					△ 3,397
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 28,699	△ 467,943	△ 496,643	284,802	△ 211,840
連結会計年度中の変動額合計	△ 28,699	△ 467,943	△ 496,643	284,802	2,040,618
平成21年5月31日 残高	984	△ 623,226	△ 622,241	1,202,030	48,606,845

## 連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 10社  
連結子会社の名称 東炭化工(株)、大和田カーボン工業(株)、TOYO TANSO USA, INC.、TOYO TANSO EUROPE S.P.A.、TOYO TANSO FRANCE S.A.、GTD GRAPHIT TECHNOLOGIE GMBH、上海東洋炭素有限公司、上海東洋炭素工業有限公司、嘉祥東洋炭素有限公司、精工碳素股份有限公司
- (2) 主要な非連結子会社の名称 TOYO TANSO KOREA CO., LTD.  
TOYO TANSO (THAILAND) CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等は、いづれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用している会社はありません。
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の名称  
TOYO TANSO KOREA CO., LTD.  
TOYO TANSO (THAILAND) CO., LTD.  
上海永信東洋炭素有限公司

(持分法を適用していない理由)

非連結子会社および関連会社については、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、これらの会社に対する投資勘定については持分法を適用せず原価法により評価しております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
- a. 有価証券
- (a) 関連会社株式 移動平均法による原価法
- (b) その他有価証券  
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの 移動平均法による原価法
- b. デリバティブ 時価法

c. たな卸資産

(a) 商品、原材料

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

(b) 製品、仕掛品(加工)

主として個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

(c) 半製品、仕掛品(素材)

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

(d) 貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社および国内連結子会社は、定率法によっております。在外連結子会社は、主として定額法によっております。

ただし、大和田カーボン工業(株)は平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～9年

平成11年4月1日前に開始した連結会計年度において取得した特定の研究開発目的のみに使用される機械装置等については、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会・会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来どおり定率法によっております。

- b. 無形固定資産  
(リース資産を除く)
- 当社および国内連結子会社は、定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。在外連結子会社は、主として定額法によっております。
- c. リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、リース開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- a. 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- b. 賞与引当金
- 当社および国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- c. 役員賞与引当金
- 当社は、役員(執行役員を含む)に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- d. 退職給付引当金
- 当社および連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度で一括費用処理することとしております。
- (4) 消費税等の会計処理に関する事項
- 税抜方式によっております。
4. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項
- 連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

## 5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法の変更

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を当連結会計年度から適用し、評価基準については、原価法から原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。

これによる営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

### (2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この修正により、利益剰余金期首残高は42,627千円増加しております。また、これによる営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

### (3) 在外子会社の収益および費用の換算方法の変更

在外子会社の収益および費用は、従来、決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より、期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。この変更は、在外子会社の生産および販売取引の重要性が高まる中、短期的な為替相場変動の影響を排除し、期間損益をより適切に算定するために行ったものであります。

これにより、従来の方と比べ、当連結会計年度の売上高は428,411千円、営業利益は75,630千円、経常利益は77,670千円、税金等調整前当期純利益は77,596千円それぞれ増加しております。

### (4) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を当連結会計年度より適用し、通常の売買取引にかかる会計処理によっております。

これによる営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(5) 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」として区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」はそれぞれ2,915,957千円、3,276,681千円、1,031,929千円です。

(追加情報)

当社および国内連結子会社は、当連結会計年度より、平成20年度の税制改正による機械装置の法定耐用年数の変更を契機として見直しを行い、耐用年数の短縮を行っております。

なお、この変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ379,635千円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	123,855千円
機械装置及び運搬具	36,474千円
土地	319,855千円

上記に対応する債務

短期借入金	93,277千円
長期借入金	44,740千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 28,624,434千円

3. 輸出荷為替手形割引高 15,173千円

4. 期末日満期手形

当連結会計年度の末日は金融機関の休業日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	187,620千円
支払手形	83,928千円
流動負債「その他」	40,227千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘 要
普通株式	20,750,688	—	—	20,750,688	

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘 要
普通株式	15,430	685	—	16,115	(注)

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

	株式の種類	配当金の総額	配 当 の 原 資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成20年8月28日 定時株主総会	普通株式	311,028千円	利益剰余金	15円	平成20年5月31日	平成20年8月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

	株式の種類	配当金の総額	配 当 の 原 資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成21年8月28日 定時株主総会	普通株式	414,691千円	利益剰余金	20円	平成21年5月31日	平成21年8月31日

(注) 平成21年8月28日開催予定の定時株主総会において、上記議案を付議いたします。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,286円27銭
2. 1株当たり当期純利益 123円80銭

# 貸借対照表

(平成21年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>24,883,361</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,221,839</b>
現金及び預金	9,857,334	支払手形	446,502
受取手形	990,405	買掛金	1,655,654
売掛金	6,655,231	短期借入金	1,013,250
商品及び製品	2,357,479	リース債	3,668
仕掛品	3,051,890	未払金	3,202,871
原材料及び貯蔵品	827,485	未払費用	263,942
前渡金	741	前受金	29,753
前払費用	56,529	預り金	66,877
繰延税金資産	366,863	賞与引当金	658,128
未収還付法人税等	596,379	役員賞与引当金	35,840
未収消費税等	107,427	設備関係支払手形	835,269
その他の他	86,994	その他	10,080
貸倒引当金	△ 71,400	<b>固定負債</b>	<b>405,647</b>
<b>固定資産</b>	<b>24,574,493</b>	長期借入金	6,000
<b>有形固定資産</b>	<b>17,559,491</b>	リース債務	8,174
建物	4,532,623	退職給付引当金	171,168
構築物	178,492	役員長期未払金	65,400
機械装置	6,206,228	その他	154,904
車両運搬具	7,864	<b>負債合計</b>	<b>8,627,486</b>
工具器具備品	330,384	<b>(純資産の部)</b>	
土地	4,253,464	<b>株主資本</b>	<b>40,829,382</b>
建設仮勘定	2,042,716	資本金	7,692,575
リース資産	7,716	資本剰余金	9,534,686
<b>無形固定資産</b>	<b>132,213</b>	資本準備金	9,534,686
借地権	4,956	利益剰余金	23,659,117
商標	2,705	利益準備金	73,450
ソフトウェア	110,631	その他利益剰余金	23,585,667
リース資産	4,125	特別償却準備金	56,071
その他	9,793	圧縮積立金	138,034
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,882,788</b>	別途積立金	21,500,000
投資有価証券	280,901	繰越利益剰余金	1,891,561
関係会社株	2,453,567	自己株式	△ 56,997
関係会社出資金	2,574,554	<b>評価・換算差額等</b>	<b>984</b>
関係会社長期貸付金	181,138	その他有価証券評価差額金	984
破産更生債権等	3,104	<b>純資産合計</b>	<b>40,830,367</b>
長期前払費用	9,041	<b>負債・純資産合計</b>	<b>49,457,854</b>
繰延税金資産	203,216		
長期預金	1,000,000		
その他の他	180,368		
貸倒引当金	△ 3,104		
<b>資産合計</b>	<b>49,457,854</b>		

# 損 益 計 算 書

(平成20年6月1日から  
平成21年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,658,974
売 上 原 価		17,047,204
売 上 総 利 益		5,611,770
販売費及び一般管理費		4,460,448
営 業 利 益		1,151,322
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	965,908	
通貨オプション益	99,695	
雑 収 入	29,345	1,094,949
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,850	
手 形 売 却 損	1,876	
投資有価証券評価損	129,621	
為 替 差 損	347,719	
雑 損 失	1,135	490,203
経 常 利 益		1,756,068
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	100	
受 入 助 成 金	42,981	
受 取 保 険 金	138,641	181,722
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	47,064	
固 定 資 産 売 却 損	786	47,851
税 引 前 当 期 純 利 益		1,889,940
法人税、住民税及び事業税		252,000
法 人 税 等 調 整 額		314,544
当 期 純 利 益		1,323,395

## 株主資本等変動計算書

(平成20年6月1日から)  
(平成21年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					特別償却準備金	圧縮積立金	別途積立金
平成20年5月31日残高	7,692,575	9,534,686	9,534,686	73,450	19,130	161,329	19,000,000
事業年度中の変動額							
特別償却準備金の積立て					36,940		
圧縮積立金の取崩し						△ 23,294	
別途積立金の積立て							2,500,000
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	36,940	△ 23,294	2,500,000
平成21年5月31日残高	7,692,575	9,534,686	9,534,686	73,450	56,071	138,034	21,500,000

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
平成20年5月31日残高	3,392,840	22,646,750	△ 53,599	39,820,413	29,684	29,684	39,850,098
事業年度中の変動額							
特別償却準備金の積立て	△ 36,940	-		-			-
圧縮積立金の取崩し	23,294	-		-			-
別途積立金の積立て	△2,500,000	-		-			-
剰余金の配当	△ 311,028	△ 311,028		△ 311,028			△ 311,028
当期純利益	1,323,395	1,323,395		1,323,395			1,323,395
自己株式の取得			△ 3,397	△ 3,397			△ 3,397
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					△ 28,699	△ 28,699	△ 28,699
事業年度中の変動額合計	△1,501,278	1,012,367	△ 3,397	1,008,969	△ 28,699	△ 28,699	980,269
平成21年5月31日残高	1,891,561	23,659,117	△ 56,997	40,829,382	984	984	40,830,367

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブ取引の会計処理

時価法

#### 3. たな卸資産の評価基準および評価方法

(1) 商品、原材料

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 製品、仕掛品 (加工)

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 半製品、仕掛品 (素材)

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

(4) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～9年

平成11年4月1日前に開始した事業年度において取得した特定の研究開発目的のみに使用される機械装置等については、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会・会計制度委員会報告

第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来どおり定率法によっております。

- (2) 無形固定資産  
(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

- (4) 長期前払費用

定額法

## 5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- (3) 役員賞与引当金

役員(執行役員を含む)に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異については、発生の翌事業年度

で一括費用処理することとしております。

税抜方式によっております。

## 6. 消費税等の会計処理

## 7. 重要な会計方針に係る事項の変更

### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法の変更

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を当事業年度から適用し、評価基準については、原価法から原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

### (2) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を当事業年度より適用し、通常の売買取引にかかる会計処理によっております。

これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響はありません。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

#### （追加情報）

当事業年度より、平成20年度の税制改正による機械装置の法定耐用年数の変更を契機として見直しを行い、耐用年数の短縮を行っております。

なお、この変更により、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ346,104千円減少しております。

## 8. 表示方法の変更

### （貸借対照表関係）

前事業年度まで区分掲記しておりました、「差入保証金」（当事業年度末132,124千円）、「会員権」（当事業年度末4,300千円）および「生命保険積立金」（当事業年度末39,044千円）は総資産に占める割合が低下したため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建 物	50,070千円
土 地	197,945千円

上記に対応する債務

短期借入金	11,500千円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 23,045,662千円

3. 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

TOYO TANSO EUROPE S. P. A.	187,847千円
----------------------------	-----------

大和田カーボン工業株式会社	13,368千円
---------------	----------

4. 輸出荷為替手形割引高 15,173千円

5. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	2,841,004千円
--------	-------------

長期金銭債権	181,138千円
--------	-----------

短期金銭債務	328,480千円
--------	-----------

6. 期末日満期手形

当事業年度の末日は金融機関の休業日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	187,620千円
------	-----------

支払手形	80,365千円
------	----------

設備関係支払手形	40,227千円
----------	----------

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	6,190,496千円
-------	-------------

仕 入 高	2,825,679千円
-------	-------------

その他営業取引高	183,543千円
----------	-----------

営業取引以外の取引高	914,508千円
------------	-----------

株主資本等変動計算書に関する注記  
自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
普通株式	15,430	685	—	16,115	(注)

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	265,225千円
一括償却資産	22,408千円
未払事業所税	1,995千円
未払費用	35,428千円
貸倒引当金	28,457千円
その他	13,349千円
繰延税金資産（流動）の純額	<u>366,863千円</u>

繰延税金資産（固定）

子会社株式評価損	413,942千円
役員退職慰労金	26,356千円
一括償却資産	9,809千円
減価償却超過額	244,746千円
退職給付引当金	68,980千円
投資有価証券	60,633千円
会員権	10,338千円
貸倒引当金	625千円
その他	8,318千円
計	<u>843,750千円</u>
評価性引当額	△508,840千円
繰延税金負債との相殺額	<u>△131,694千円</u>
繰延税金資産（固定）の純額	<u>203,216千円</u>

2. 繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	664千円
特別償却準備金	37,850千円
圧縮積立金	93,179千円
計	131,694千円
繰延税金資産との相殺額	△131,694千円
繰延税金負債（固定）の純額	—

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機 械 装 置	45,566千円	33,734千円	11,831千円
工 具 器 具 備 品	214,395千円	127,441千円	86,953千円
車 両 運 搬 具	5,400千円	2,430千円	2,970千円
ソ フ ト ウ ェ ア	54,033千円	36,598千円	17,434千円
合 計	319,394千円	200,205千円	119,189千円

（注） 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高相当額が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	59,920千円
1年超	59,268千円
合 計	119,189千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額

支払リース料	77,415千円
減価償却費相当額	77,415千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	TOYO TANSO USA, INC.	所有 直接100%	半製品の販売 役員の兼任	半製品の販売 (注1)	1,066,354	売掛金	610,375
子会社	GTD GRAPHIT TECHNOLOGIE GMBH	所有 直接100%	半製品の販売 役員の兼任	半製品の販売 (注1)	996,127	売掛金	746,966
子会社	上海東洋炭素有限公司	所有 直接70% 間接30%	半製品の販売 役員の兼任	半製品の販売 (注1)	2,867,193	売掛金	1,078,522
				増資の引受 (注2)	811,998	—	—
				受取配当金 (注3)	790,095	—	—

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 当社が上海東洋炭素有限公司の行った第三者割当増資を70%引き受けたものであります。

(注3) 受取配当金については、子会社の董事会決議にて決定された金額によっております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,969円19銭
2. 1株当たり当期純利益	63円82銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年7月23日

東洋炭素株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 土 田 秋 雄 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 関 口 浩 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋炭素株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋炭素株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年7月23日

東洋炭素株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 土 田 秋 雄 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 関 口 浩 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋炭素株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年7月27日

東洋炭素株式会社 監査役会

監査役（常勤）	加藤	澄雄	㊟
監査役（社外監査役）	福井	進吾	㊟
監査役（社外監査役）	江戸	忠	㊟
監査役（社外監査役）	田辺	陽一	㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分および期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の成長に向けた設備投資計画を勘案しつつ、株主還元の向上を鑑み、前期に比べ1株につき5円増配の20円とさせていただきますたく存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額414,691,460円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年8月31日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これにともない、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行)	(削除)
<u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。	
第8条 (記載省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行)	第7条 (現行どおり) (単元株式数)
第9条 (記載省略) <u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	第8条 (現行どおり) (削除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p> <p>第12条～第40条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第11条～第39条 (現行どおり) (附則)</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

### 第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の業績と当社の取締役の受ける利益とを連動させることにより、当社の業績向上に対する貢献意欲を高め、以て業績を向上させることを目的とし、下記の要領により当社の取締役に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第1号および第3号の報酬等に該当いたします。

当社は、平成17年8月30日開催の当社第63期定時株主総会において取締役報酬額につきましては月額25,000,000円以内とする旨、ご承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役に対し、年額150,000,000円の範囲で、報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、本総会終了後の取締役の員数は5名であります。

#### 記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社の業績と当社の取締役の受ける利益とを連動させることにより、当社の業績向上に対する貢献意欲を高め、以て業績を向上させることを目的として、当社の取締役に対して、新株予約権を発行するものです。なお、当社の取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。
2. 新株予約権の払込金額  
金銭の払込みを要しないものとする。
3. 新株予約権の割当日  
募集新株予約権の発行の取締役会で決定する。

#### 4. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 50,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

##### (2) 新株予約権の総数

500個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

##### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストック・オプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

募集事項の決定を行う取締役会決議日の翌日から2年を経過した日より3年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

②新株予約権者が禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社および当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- ③その他新株予約権の行使の条件は、本総会終結の時以降に開催される取締役会決議により決める。
- (7) 新株予約権の取得の条件  
当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い  
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ①合併（当社が消滅する場合に限る。）  
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ②吸収分割  
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③新設分割  
新設分割により設立する株式会社
- ④株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤株式移転  
株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

(12) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

**第4号議案** 役員賞与の支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役7名に対し、役員賞与総額31,140,000円を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役に對する金額は、取締役会の決議によることといたしたいと存じます。

**第5号議案** 退任取締役に對し特別功勞金贈呈の件

本總會終結の時をもって取締役を辞任されます平賀俊作氏に對し、在任中の功勞に報いるため、特別功勞金20,200,000円を贈呈いたしたいと存じます。

なお、贈呈の時期、方法などにつきましては、取締役に對しご一任願いたいと存じます。

特別功勞金贈呈予定の取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴、地位
平賀俊作	昭和46年7月 三菱化成工業(株)(現 三菱化学(株)) 入社
	平成15年9月 当社入社 当社常務執行役員
	平成16年1月 当社生産本部長
	平成16年8月 当社取締役(現任)
	平成17年8月 当社加工部長
	平成18年1月 当社素材製造部長
	平成19年4月 当社機械用炭素製造部長
	平成19年6月 当社総合企画部長
	平成19年12月 当社企画本部長(現任)

以上

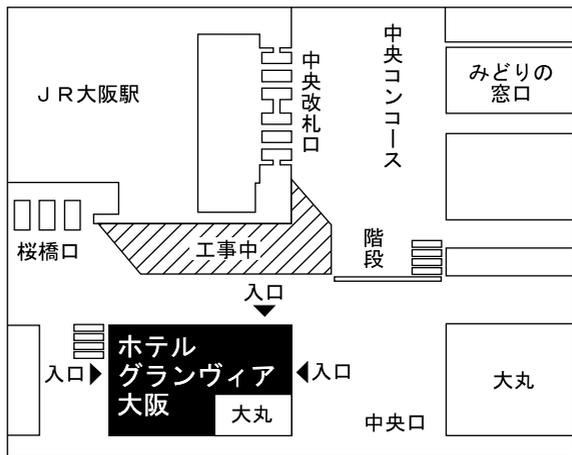






## 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区梅田3丁目1番1号  
ホテルグランヴィア大阪20階 名庭（なにわ）の間  
TEL 06-6344-1235



交通：ホテルグランヴィア大阪は、JR大阪駅構内とつながっています。  
(注) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。